

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について

(1) 対象者

所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

(2) 課税軽減の手法

新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を、以下の期間中1/2に軽減する。

- ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

(3) 実施時期

平成28年度から実施。

※ 詳細は、市町村にご確認ください。